

平成29年度版

宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業 ～ポイント交換のご案内～

申請期間：平成29年4月1日(土)～9月30日(土)

宇都宮市高齢者等地域活動支援ポイント事業（以下「ポイント事業」）で、平成28年度及び平成27年度に貯めたポイント（未申請の方のみ）の交換申請の受付を上記期間にて行います。詳しい交換内容については2ページの「平成29年度 ポイント交換先一覧」をご覧ください。

ポイント交換の方法

○ 平成29年度ポイント交換の対象となるポイント

- ① 平成28年度に貯めたポイント
- ② 平成27年度に貯めたポイント（未申請の方のみ）
※ それぞれの年度分のポイントを合算することはできません。

○ ポイント交換申請に必要なもの

- ① ポイント交換申請書
- ② ポイント台帳【平成28年度分（オレンジ色）または平成27年度分（ピンク色）】
※ 「介護保険料」（普通徴収で納付書払いの方のみ）に交換を希望される場合は、介護保険料の納付書を併せてご提出ください。

○ 申請する場所

管理運営機関（宇都宮市社会福祉協議会）

住所：宇都宮市中央1-1-15 市総合福祉センター8階
ボランティアセンター内 ポイント事業受付窓口

※ 駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

自家用車でお越しで、駐車場が満車の場合は、近隣の有料駐車場などをご利用ください。

○ 申請方法

申請に必要なものを、上記の管理運営機関に持参または郵送で提出してください。

○ 交換内容

2ページの「平成29年度 ポイント交換先一覧」をご覧ください。

- ・ 交換品は後日、簡易書留にて申請者へ直接送付します。
※ 交換品が届くまで2か月から3か月程度かかりますので、ご了承ください。
- ・ 寄附の受入団体は別紙「平成29年度 寄附受入団体一覧」をご覧ください。ボランティアセンターのホームページでもご覧になれます。

「介護保険被保険者番号」を必ず記入してください

ポイント事業は「介護保険事業」として実施していますので、宇都宮市介護保険第1号被保険者であることや介護保険料が完納されていることを確認するため、65歳以上の方は「介護保険被保険者番号」を申請書に記入していただく必要があります。なお、65歳未満の方は、氏名及び住所、生年月日により住民登録の有無を確認します。

平成29年度 ポイント交換先一覧

平成29年4月1日現在

| 交換先 | 対象 | | ポイント数 | |
|-----------------------------|--|-------|--------|----|
| 1 茂原健康交流センター 回数券（6回） | 風呂 | 65歳未満 | 2,050円 | 21 |
| | | 65歳以上 | 1,000円 | 10 |
| | プール | 65歳未満 | 2,550円 | 26 |
| | | 65歳以上 | 1,250円 | 13 |
| | 風呂と プール | 65歳未満 | 3,050円 | 31 |
| | | 65歳以上 | 1,500円 | 15 |
| 2 ろまんちっく村 回数券（6回） | アグリスパ | | 4,850円 | 49 |
| | 湯処めぐり | | 2,300円 | 23 |
| 3 梵天の湯 回数券（11回分） | 大浴場 | | 4,600円 | 46 |
| 4 市営駐車場回数券 （100円券36枚つづり） | 3,000円 | | 30 | |
| 5 ドリームプールかわち プリペイドカード | 3,000円（3,300円分） | | 30 | |
| | 5,000円（5,500円分） | | 50 | |
| 6 バスカード | 1,000円（1,100円分） | | 10 | |
| | 3,000円（3,370円分） | | 30 | |
| | 5,000円（5,700円分） | | 50 | |
| 7 図書カード | 500円 | | 5 | |
| | 1,000円 | | 10 | |
| | 2,000円 | | 20 | |
| | 3,000円 | | 30 | |
| | 5,000円 | | 50 | |
| 8 QUOカード | 2,000円 | | 20 | |
| | 3,000円 | | 30 | |
| | 5,000円 | | 50 | |
| 9 寄附 （1ポイント100円） | ぎんなん基金（市社会福祉協議会） 善意銀行（市社会福祉協議会ボランティアセンター） 市老人クラブ連合会 市シルバー人材センター ボランティアセンター登録団体（別紙） | | 1～50 | |
| 10 介護保険料 （1ポイント100円） | 宇都宮市介護保険第1号被保険者に限る （「普通徴収」で納付書払いの方のみ） ※ 介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で介護 保険料に滞納がある場合は、希望する交換先にかか わらず、介護保険料にポイント交換します。 | | 1～50 | |

ポイント交換Q & A

Q： 介護保険被保険者番号は、どこを見ればわかりますか？

A： 介護保険被保険者証（青色）中、「被保険者」の「番号」欄に記載があります。詳しくは4ページの「介護保険被保険者証について」をご覧ください。

Q： ポイント交換申請時に、市外に転出している場合は、ポイント交換できますか？

A： ポイント交換申請時（管理運営機関で受付けた日）に、次の場合は交換できませんのでご注意ください。

- ・ 65歳以上の方：宇都宮市の介護保険第1号被保険者でない場合
- ・ 60歳以上65歳未満の方：宇都宮市に住民登録がない場合

Q： ポイント交換に上限はありますか？

A： ポイントは年度単位（4月1日～翌年の3月31日）で貯めますので、同じ年度の活動に対するポイント交換の上限も、ポイント付与と同様に50ポイントです。

Q： 貯めたポイントよりポイント交換数が少なく、ポイントに残りがあった場合、残りのポイントでもう一度交換申請を行うことはできますか？

A： ポイントの交換は申請期間内に1回だけです。残りのポイントで再度申請することはできません。

Q： ポイントの交換先を複数選択することは可能ですか？

A： 貯めたポイントの範囲内で、交換先を複数選択することは可能です。ただし、貯めたポイント数よりポイント交換数の方が多い場合は、希望する交換先のうちポイント数が低いものから削除します。

Q： ポイント台帳を紛失し、新しい台帳を再交付してもらった後に、紛失したポイント台帳が出てきました。この場合、両方の台帳でポイント交換申請はできますか？

A： 紛失したポイント台帳が見つかった場合は、同じ年度のポイントであれば合算することができますので、ポイント交換申請時にすべての台帳を提出してください。

Q： 平成28年度に貯めたポイントの交換申請が平成29年9月30日に間に合いませんでした。平成28年度に貯めたポイントは無効になりますか？

A： 平成30年4月1日～9月30日にも交換申請することができます。ただし、他の年度分のポイントと合算することはできません。

Q： 平成27年度に貯めたポイントの交換申請をまだしていませんが、交換申請をすることができますか？

A： 平成29年4月1日～9月30日に交換申請することができます。なお、今回の交換申請期間を過ぎますと、平成27年度に貯めたポイントは無効になりますので、ご注意ください。

Q： 介護保険料に交換する際、納付書の金額がポイント交換額より大きい場合の差額はどちらがよいですか？

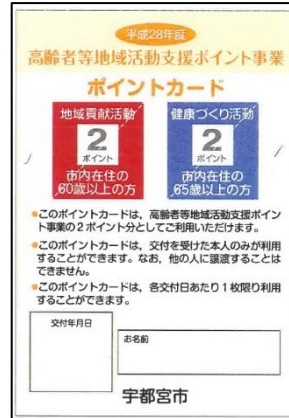
A： 申請後、高齢福祉課から、納付書の金額からポイント交換額を引いた残りの額の納付書を郵送します。

平成28年度の「ポイント台帳」「ポイントシール」「ポイントカード」

◎ ポイント台帳（オレンジ色）



◎ ポイントカード

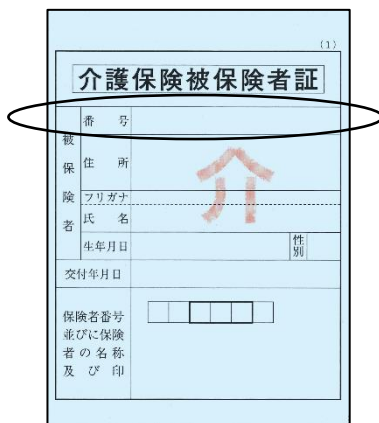


◎ ポイントシール

- ・ 地域貢献活動（朱色）
- ・ 健康づくり活動（青紫色）



「介護保険被保険者証」について



- 65歳になる前日までに郵送で交付されます。
- ポイント交換申請の際に、介護保険被保険者証に記載された「被保険者」の「番号」が必要です。
- 詳しくは高齢福祉課に直接お問い合わせください。

〔 介護保険料グループ：632-2909 〕
〔 企画グループ：632-2904 〕

管理運営機関

宇都宮市社会福祉協議会

～問い合わせ先～（申請や相談などの受付窓口）

〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15 宇都宮市総合福祉センター8階
ボランティアセンター内 ポイント事業受付窓口

電話：028-614-8011 FAX：028-614-8012

Email: miya-vc@ap.wakwak.com

ホームページは・・・

宇都宮市社協 ボラセン

午前9時00分～午後5時00分

（土日・祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日）

クリック!

